

は、確かに御指摘のようだに大学への進学率が一二、三、四、五の程度であったかと考えます。今日それが三〇%をこえようとしておりますから、上級学校への進学の動き、というのはかなりの違いが出てきたと思います。しかし、高等教育が普及してまいりますればまいますほど、高等教育のあり方にはいろいろ多様な形態があつてよろしいかと考えます。特に高等専門学校のよう、技術を中心いたしまして一貫した充実した教育の体制を整えていく、これもまた非常に意味のあることだと今日お確信をいたしておりまして、事実高等専門学校の卒業生が社会の関係方面の中核的な要員として非常に歓迎されておるということは今日まで変わらない状態でございます。

○上田委員 高専というところは、五カ年という教育年限、高等学校に一年ふえるわけでございますけれども、一般の高等学校、そして短大を合わせたような形で五カ年の間に専門的な知識を身につける、そしてその五カ年の間に一貫していわば大学の卒業程度以上に当たるような教育内容の充実をさせようというような計画だと伺つておるわけなんですね。ところが一般には社会的な評価と申しますか、そういうものが、文部省当局が当初考へられていたよりは低い位置に置かれておるのではないかと思うのです。それが今日の高専に対するある意味での評価ではないかと思うのです。私たちは、初任給の問題をこうしたことを考えた上の指標にするわけでござりますけれども、大学卒の平均の給料が四十八年度確定初任給という形で六万二千五百八十四円、それに引きかえまして、高専は五万八千四百二十一円、そして高校は、男子、女子ともに合わせてでござりますけれども、五万八百四十六円というような形になつてゐるわけです。

この制度が設けられたときに、こうした学校は社会の中にすぐに飛び込んでいく、そして会社からも喜ばれるような学校だといつて、いま大学局長のお話であったのですけれども、もしそれなら、より会社側なり社会が十分に給料や手当を出せる

ようにする、またそういうものがあつてこそ、高専なりあるいはその他の高等教育機関に行かれるとお見えでありますけれども、その点についていかがお考えでしようか。

ようになりますが、またそこには専門に行き、高専を卒業するメリットがあるのではありますけれども、その点についていかがお考えでしようか。

○木田政府委員 御指摘のように、高等専門学校の卒業生の給与は、四年制の大学の卒業生よりはかなり低うございますが、短大の卒業生よりはかなり高くなっています。日本リクルートセンタ

ーの調査等で見ておりますと、いまあげになりまつたように、四年制が六万二千五百八十円、高

専は五万八千四百二十一円でございますが、短大

の卒業生は五万四千二百五十九円ということでございまして、短大生に対しまして高専は会社側のほうでもかなり見てくれておる、これは私どもも

関係者に説明をいたしてきたところでございまして、私はかなり評価を得ておるものというふうに考へます。

○上田委員 この高専といふものにいささか類似した学校として職業学校といふものがあるのですけれども、この辺の区分なり役割りの違いといふものについて文部省当局はいかがお考えでしようか。

○木田政府委員 いまのお尋ねでございますが、職業高校と高等専門学校は、申し上げるまでもございませんが、高等学校レベル、高等専門学校は

短大相当以上といふように学校制度としても考へておりますので、その学校制度上の違いがあるわけでございます。また学校制度によらない技術習得の学校も若干ございますが、

が、高専なりあるいはその他の高等教育機関に行かれるわけでございますけれども、中学校を卒業された年齢と申しますと、十五歳程度でありますけれども、そういう人たちは人格的にはまだ完成をされておりませんし、また、自分の将来の職業とか、あるいはこれからどうやって生きしていくのかというようなことについて、十分なる認識をま

だ持つてない年代であらうかと思はわけなんですね。いわば、そういう生徒さんたちが志望するとはないかと思うのです。そうした人たちに対しまして、まだ基礎的な人格を養成すべき時期において、高度な職業的な訓練といふもののかね合いでいるものをどうさせるかということが非常に大き

な問題だと思うのです。この点について、いろいろな答申やあるいはいろいろな意見を最近拝聴するわけでございますけれども、この高専においてのそうした学生さんたちの基礎的な教育と専門的な教育といふものの割合なりあるいはそうしたもののついて、どのような姿勢で臨んでいらっしゃるのかということについてお伺いをしたいと思ひます。

○木田政府委員 高等専門学校の教育は、五カ年間に三千七百時間ぐらいの見当だったかと思いますが、違つております。あとで訂正さしていただきます。相当充実した専門教育と、それから

高等学校相当程度の一般教育と、あわせて組み込まれ、つまり、いま御指摘がございましたように、中学卒業の若い年代の、これから発育するという

青年が入つてくることでございます。一般的に

は、技術系の特性を持つている者というのが、どうも高専の校長先生その他とお話をかわしております。

が、しかし、受け入れました学生の中に、これ

は技術系の学校で先々伸びていくということでな

いほうがいいという学生が出てくることも当然でございまして、高等専門学校は、五カ年間の一貫

としたカリキュラムを組んで、充実した指導をむだ

がないようにならう、これは三年の高校とそれに統く大学、その中間の入学試験制度といふような

ことを心配することなく、五カ年間の授業を最も効果的に行ない得る特質を持っておるのでござい

ますが、その一面におきまして、万一適性を失く

しまつても、さらに高度の学問を続けた生徒、学生等が出てまいりました場合には、早目に指導をして、本人の進路に対しても適切な方向変更を加えるとか、あるいは技術を中心にして勉強してまいりましても、卒業後引き続き進学を奨励していく、そういう本人の適性に即した進路の

指導をするようなどいことは、毎回、校長各位にも申し上げて、御指導願つておるところでございます。

○上田委員 今後、技術者養成のための教育といふものをますます強められていくような方向で持つていかれるのか。すなわち、現状の幾つかの必須科目のうち、技術訓練的なものをもつともつと

ふやす必要があると、いま文部省当局がお考へなつておるのか。それともまた、基礎的な知識と

いうものを十分身につけるような方向にこれから

は持つていかなくてはならないというふうにお考へになつておるのか。その点をもう少し明らかに

していただきたいと思います。

○木田政府委員 先ほど私、三千七百時間と申し

ましたのは、専門教育でございまして、ほかに約

三千時間、ちょっと欠けますけれども、の一般教

育の時間数がございました。たいへん失礼いたしました。

が、かなり充実した専門教育を行なつております。

が、一般教育につきましても、いま申し上げまし

たように、時間数でも相当の比重を置いておる次

が、一般教育につきましても、いま申し上げまし

算というものの裏づけの法案でござります。特に宮崎県、静岡県、滋賀県というようなところに大学を単科大学という形で設けようというものでござりますけれども、この法案の内容は非常に簡単なものでございまして、その裏にあるといふようなものについてまではうかがうことができないわけでござります。いろいろ大学紛争が起つてありますけれども、どこでも医学部の内部で非常にいろいろな矛盾点というものがあるって、それを発端にして、数年ほど前に紛争が起つたという大学が、特に国立の大学では多いわけでございますけれども、これを読んでおられますと、新しい制度というものがあまり盛り込まれておらないような気がするわけでございます。同じように講座を三十二設けるとかいうような制度になつておりますけれども、そうしたいままでの医学部の内部の体質に対する、どのような改革をなされようと文部省当局は考えていらっしゃるのかということについてお答えを願いたいと思います。

体的な運営という改善をあらうもしたい。またその指導内容につきましても、専門領域ごとに新たな体制がとりやすいというかまえを、まずしておきたいと思つたわけでござります。

教育内容そのものをどう変えたらいいかということは、これまた大きい課題でございまして、いままで大学院制度ともからめながら、医学教育のあり方を改善するための検討を進めていただいております。今後の医学教育につきましては、基礎、臨床のほかに、社会医学系というのもかなり重視してまいらなければなりません。また御指摘があつりましたような講座制ということを、いまの形のまま維持していくがいいかどうかということを検討すべきことでございます。しかし、これらの点はやはり個々の大学におきまして、それぞれの改善くふうを進めていただくということを文部省が受け入れ、実現していく、こうしたプロセスをとりたいと思っておるのでございます。

そこで、医学につきましても、今後の方向は内科第一、内科第二といった単発の講座制ではなく、より統合化された教育計画本體によるもの

そこで 医学につきましては 今後の方向は
科第一、内科第二といった単発の講座制ではなく
て、もう少し大ぐらの教育研究体制というものを
を考えたほうがいいという意見が強うござります
が、そうした試みが文部省で進められております
が、そこから新設し、具体的な
調査会の意見とともに、これから医科大学につきましても、
個別のそれぞれの課題として実現できるようにして
いきたい、こう考えておるところでございま
す。

○上田委員 医学教育の問題がいろいろあるか
ら、これから検討しながらやっていくというよう
なことらしいですけれども、やはりこうした新し
い大学を設けられる際は非常にいい機会だと思ふ
のです。新しい大学がこれからすぐと伸びて
いくような大学の体制というものを、いまのうち
にしておかなければならぬと思うわけなんですが、
すけれども、特によく講座制の問題なんかで、大
学のそのボス的な教授が、人事からあるいは財
政に及ぶ面まで非常に大きな権限を持つてゐる、
あたかもお医者さんという実に近代的な職業が、

徒弟的な雰囲気のものと並んでいるというような面も非常に強く、それに対する改革というものをしていくかなくてはならないと思うのですけれども。そうした講座制について、特に新しい制度というものを今回に取り入れたらどうかと思うのですが、それどころか、やはりそれなりの体制というもの、それなりの指針というものを文部省が持つて指導していくべき責任があると思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○木田政府委員 医科大学のケースではございますが、今回御提案申し上げております広島大学の総合科学部につきましては、新しい体制の講座ということで御審議をお願いしてございます。従来、講座当たり教授一、助教授一、助手二云々というような総社会になつておつたのでございますが、広島大学が総合科学部で考えております中身は、同じ講座と申しましても、一講座の中に教授が五、六人おり、助教授が同じようく、五、六人おるというような大きなまえになつてございます。こうしたことはささいなこととのようございまするけれども、いま御指摘がございましたような、旧米の慣行というものをかなり変えていく素地になると思っております。同じような考え方方が北海道大学の法学部でも取り入れられておるのでございまして、私どももそれを予算の上で実現をお願いしております。

医科大学の場合には、いろいろと医師の免許基準との関係がございまして、どれだけのものをどう教えるかというのが、他の学部と違いまして、かなりきちよめんに積み上げられてございます。そこで、こうした教育内容をくみ上げましたために、従来からとてまいりました基準的な講座、これはどうしても教育内容として考えておかなければならぬのでございます。ですから、その意味では教えております教育内容を、これを減らしていい、あれを減らしていいというようなことをがございます。しかし今後の改善の方策は、できるだけ学内の教育研究体制を強化させることに

○木田政府委員 筑波大学で御審議をいただきました際の参考会と同じ参考会といふかたまた組織で事柄を考えておるわけではございません。先ほど御指摘がございましたような御意見に沿つておられますから、病院制度の協力、病院間の協力等も含めまして、できるだけ関係者の協力と積極的な参加を求めていくように考えております。大学当局にも呼びかけまして、そうした体制が整うようにしていきたいものだというふうに考えております。

○上田委員 私の地元の新聞に、滋賀県に単科の医科大学が設けられるようになつておるわけでござりますけれども、その中に参考会が設けられるというような報道がなされておるのですけれども、その点についていかがですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

運営がうまくいくようになると、個々の意見を尊重する文化が醸成され、それが整備をして進めていきます。間違った意見も、それをもとにスタートできるようにしておるわけでござりますから、個々の意見を尊重する文化が醸成され、それが整備をして進めていきます。間違った意見も、それをもとにスタートできるようにしておるわけでござります。

医科大学というのは、特にその地域学をつくった利益というものが還元のありますし、また特にそうしたのだとと思うわけです。そこで、一部のところによりますと、その地域の関係者をその大学の経営、大学管理の一環として、意見を拝聴するような機関を設ける、それはわかりませんけれども、それをもとに、いきたいというような趣旨を持っていますけれども、このような具体的な問題点は、新しい大学として運営のもとにスタートできるようにしておるわけでござります。

員 格別地域社会との関係の深いことは、無医大県解消ということで進めておるが、ただ単に医科大学をつくるだけでは、診療体制とシステムの上でできるが、できていくよう、そして地域医療のために役立つようということを念願するから、病院制度の協力、病院間のまして、できるだけ関係者の協力とを求めてたいというふうに考えており局にも呼びかけまして、そうした体にしていきたいものだというふうにについていかがですか。

私の地元の新聞に、滋賀県に単科の受けられるようになつておるわけでござも、その中に参与会が設けられる報道がなされておるのですけれどございましたよな御意見に沿

て、関係者の大学に対する積極的な参画を求める

ようにしたい。そういう試みが生きていくよう

にしたい、こう考えております。

○上田委員 参与会については新聞が先ばしった
というようななかつこうであるというふうに解させ
ていただきたいと思います。

この法律の趣旨によりましても、医療需要の増
大が非常にふえておる、特に四十八年度現在です
と、人口十万当たりのお医者さんが百二十八人で
あるから、将来百五十人に持つていただきたいとい

うな計画のもとにされているということを伺っ

ておりますけれども、この百五十人という数字

は、これは厚生省との関係もあるでしょうけれど

も、当面の目標であるということですか。それと

も十万人に対しても百五十人お医者さんがいれば、

これで文部省の一応の目的は果たしたということ

が数字として受け取つてよいわけでございます

か。

○木田政府委員 厚生省のほうでは、当面の医師

養成増の課題を、人口十万人に対して百五十人と

いうふうに掲げられたこともございます。また百

六十人までいけばよりよいというような御意見が

あつたともござります。今までの医科大学の

整備計画、また無医大県解消という今後の計画を

含めまして施策を進めてまいりますと、昭和六十

年には人口十万人に対しまして百五十八人強、ほ

ぼ百六十人に近いところまで医師の養成増が進

んでいくことになると考えております。

○上田委員 そこで、厚生省から十万人当たり百

五十人なり百六十人というような人数のお医者さ

んが必要であるというような通達というものがあ

つたようないまの答弁では伺えるわけでございま

すけれども、それについて文部省側は、十万人に

対して百五、六十名で大体よいというようなこと

で終えられておるわけですか、いま。

○木田政府委員 御指摘のように今日までの数字

はかなり低い、百二十人から百二十五人前後の数

字でございまして、これをできるだけ早く高めた

いという点につきましては両省でいろいろと相談

もいたしました。ただ私どものほうは、医科大学

をつくりましてお医者さんが世の中に出でまいり

ますのは十年先になるのがございます。そこで今

日つくった大学の卒業生が昭和六十年に出てく

る、まあ大ざつぱに申しましてそういうくらいの

長さの仕事になつてまいります。もう少し将来の

見通しがほしいなという点は私ども担当者の間で

意見の交換をしておるわけでございますが、どう

も厚生省のほうのお立場からしますと、今日の時

点に立つてせいぜい十年ぐらいの間の必要数とい

うことを掲げるしか方法がないという御意見もございまして、一応昭和六十年の目標を百六十人ま

で持つていこう、こういう相談はいたした次第で

ございます。

○上田委員 ただ単に教育というような問題だけ

ではなくして、非常に幅の広い、厚生省との関係

の中で一体日本のこれから医療行政をどうやつ

てやつていくか、そういう目標を持ちながらやつ

ていくべきだとと思うのです。そうした意味ででき

るだけ厚生省当局との一致した計画作成をやつ

いただきたいと思うわけです。

また、この計画の内容を見てみると、医療需

要の増大ももちろんのことでございますが、医師

の地域的偏在の是正に資するために行なうとい

うことがあつたわれておるわけでございませんけれども、概して、この問題に関しまして非常に私たち

自身懸念を持つわけでございます。というのは、

どこの県にとりまして、特に医師を養成する大

学のない県にとりましては、こうしたものをつけ

つていただきたいという要望はあるうと思います

けれども、しかしやはりお医者さんの大学をつく

われるようなところに来てくださいるような方策も

あわせてやっていかなくてはならないと思うので

す。そこで、大学学術局としてのお考えは、そ

した意味で、ただ単に大学をつくるというだけで

はないと思うのですけれども、そのほかに、その

地域にとどまらせる、あるいはまた無医村に行か

えを持っていらっしゃるかについてお伺いしたい
と思います。

○木田政府委員 働地にお医者さんを確保すると
か、あるいは保健所のお医者さんを確保するとい
うような医師確保の具体的な仕事は厚生省の担当だ
と考えております。厚生省はそれぞれに施策を進
めておられるようございます。昭和四十九年度
には僻地に勤務する医師のための新たな奨学金の
貸与制度というものを一学年五十人分用意してお
りまして、月額四万円、年四十八万円の貸与額を
受けました。月額四万円、年四十八万円の貸与額を
貸与すれば九年間僻地に勤務をした人に対する返
還を免除するというような奨学制度も講じておる
ところでございます。こうした厚生省の施策とも
相ましまして、いまの御趣旨のようなことは逐次
進んでいくかと考えるのでございますが、基本的
には、私は、やはり医科大学のない県に医科大学
ができるということが大きな効果をそれに加える
ことになるであろうというふうに考えます。

○上田委員 そうしたことを行なうと、どうやつ
ることを伺つておるわけです。また関連教育病院と
いうようなものもこれに付属して置かれるとい
うふうなものが、今度新しく設けられる三県について、それはどのような具体的
な情勢であるか、お教えを願いたいと思います。

○木田政府委員 浜松医科大学につきましては、
県西部の浜松医療センターを開連教育病院として
予定をいたしてございます。宮崎県立宮崎病院につき
ましては、宮崎県立宮崎病院を予定しておるわけ
でございます。滋賀医科大学につきましては、大
津赤十字病院を予定をいたしておるわけでござ
います。

こうした地域病院の整備と相まって、医科大学
の病院あるいは医科大学そのものが地域の医療の
中心的な役割りを果たすことができれば非常にし
わせであります。あつたふうに考えておるわけですが、
今後現実に開連病院としての協力をしていただき
ます場合の協力のしかたは地域ごとに十分相談
をいたしまして運営の適切をはかりたい、こう考

えを伺つておりますと、どれも既存の病院であ
うと思うのです。滋賀県も日赤という病院ですけ
れども、これは私たちの聞くところによります

と、経営的にも非常に苦労しておるというような

実情があるわけでございます。その病院に対しま
してなおかつこうした負担を負わせるのか、もつ
とやはり新しい病院も設けながら関連教育とい
うものをやつしていく必要があるうかと思うのですけ
れども、当面はそうした考えは全くないわけでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都会でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

○木田政府委員 設置を考へております地域に医
科大学が大きな付属病院を持つて乗り込むとい
うことは、既存の地域医療の関係から決していいこ
とではございません。大都會でございまして病床
が非常に不足しているというところでありますな
がら、医科大学が大きな付属病院を必要基準だけ
かまえるということがあってよろしいのでござ
ります。

えております。

○上田委員 関連病院に指定されたところが必ずしも喜んでおらないということを伺うわけでございまして、そうした補助的な助成に対しまして十分なる力を加えていただくようにお願いするわけでございます。また、十二県ほどのいわゆる医科大学のない県がこれも含めてあるということを伺つておるわけでございますけれども、設置基準、どれを順番にするかというような具体的な資料を私たちいままで拝見したことがないわけでございますけれども、どのような基準に基づいて設置の順番をきめられ、あるいはその要望に応してやつていらっしゃるのかというようなことについてお教え願えればありがたいと思います。

○木田政府委員 今日、私どもの考え方として

は、無医大県解消ということで進めておりますの

で、四十九年度に五カ所の創設準備を進めまして

いただき、残る四カ所につきましてもそれぞれ調査を進めるという手立てになつておるわけでございまして、どれが早い、どれがおそいという状況にはもはやないものと考へております。ただ、先ほど来御指摘もございましたように、医科大学が

その地域の医療水準の向上あるは地域社会の開発ということとかみ合つたものでなければなりません。ですから、やはり地元の方々のお考へと私どもも意見を交換しながら、設置すべき場所に御用意を願い、また相協力して設置するという態勢を整えていきたいと思うのでござります。また医

科大学は、たくさんの医師数を要するだけございませんで、たくさんの看護婦を必要とし、そのほか医療関係者の要員も確保しなければなりません。これらの手順を、やはりかなり準備をして進めていきますと、現実に病院を開設した際に、近隣の病院の看護婦さんがいなくなるというようなことでは困るのでござります。でございますから、看護婦の養成、あるいは医学教育に必要な解剖体の確保、あるいはその地域とのいろいろな関係ということを準備を進めまして、逐次準備の整つたところから設置を行ないたい、こういう

考え方でござります。

○上田委員 たとえば土地の問題とか、看護婦さんとの問題とか、あるいはそこに教授をなさる教官の問題といふような点については、いまでもしらなければ、わざわざ一県に一つの医科大学を設けるようなことをやる意味はないと思うのですけれども、私がいまお伺いいたしましたのは、そぞうした事情はよくわかるのですけれども、それと同時に、やはりもつと広い立場から、その県の現在の医者の数、あるいはまた現在病気になっていらっしゃる方の数、あるいは収容する病院の数、かような見地から何らかの資料というものがござりますならば、後ほどもよろしいけれども、ちらえたら非常にありがたいと思いますので、その点はお願いをしたいと思います。

また、次に質問を移りたいと思います。今回三つの大学に設置されるわけでござりますけれども、単科大学という形でなされるということを伺つておりますが、どうしてわざわざ単科大学の形でなされるのか。私たちの県ですと、国立の滋賀

大学という大学があるわけでござりますけれども、その上につくらないで、新しい形で単科大学をつくられるというような理由をお伺いしたいと思います。

○木田政府委員 現在の経済学部と教育学部を統合するということにつきましては、長い間、大学

あるいは地元御当局でも論議を重ねられたのでございますが、今日の段階では、それ自体なかなかうまくいくような状況でないというふうに考えております。

○上田委員 先ほど、やはり単科の医科大学といふようなものをつくるほうが小回りもきくし、あ

るいは医学教育の特有なものがあつて、一貫した六九年の教育というものが必要であるというよう

なことを数々と伺つたわけでござります。私は、これは要望するわけでござりますけれども、それ

だからこそ新しい大学にふさわしいような機構と

いうものを今回の新しくつくられる大学の中にぜひ

ひとも盛り込んでいただきたいと思うわけでござります。

かつて起つたような大学紛争の根幹になるような現象がこの大学から起つならないよう

に、その点だけはぜひ文部当局の御指導をお願いしたいと思うわけでござります。

非常に簡単でございましたけれども、これで一応の質問を終わらしていただきたいと思います。

(拍手)

○稻葉委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

また、これは個々の具体的な地域の関係にもよるわけですが、御指摘のように、滋賀大学があるわけでございますが、御指摘のようすに見ておくことが必要であります。嶋崎議長。

スが分かれておりますし、またその滋賀大学の

あり方との関連からも見まして、学部というよりはむしろ医科大学というふうに別個に考えさせていただいたほうが、いろいろ両大学との関係ともよろしいのではないかという判断も加えておる次第でございます。

○上田委員 国立の滋賀大学はいま教育学部と経済学部に分かれておりますけれども、それを一ヵ

所にまとめて、そしてそれに医科大学をやるといふことは技術的に不可能だったわけでござりますか。

○木田政府委員 現在の経済学部と教育学部を統合するということにつきましては、長い間、大学

あるいは地元御当局でも論議を重ねられたのでござりますが、今日の段階では、それ自体なかなかうまくいくような状況でないというふうに考えております。

○上田委員 先ほど、やはり単科の医科大学といふようなものをつくるほうが小回りもきくし、あ

るいは医学教育の特有のものがあつて、一貫した六九年の教育というものが必要であるというよう

なことを数々と伺つたわけでござります。私は、これは要望するわけでござりますけれども、それ

だからこそ新しい大学にふさわしいような機構と

いうものを今回の新しくつくられる大学の中にぜひ

ひとも盛り込んでいただきたいと思うわけでござります。

かつて起つたような大学紛争の根幹になるような現象がこの大学から起つならないよう

に、その点だけはぜひ文部当局の御指導をお願いしたいと思うわけでござります。

非常に簡単でございましたけれども、これで一応の質問を終わらしていただきたいと思います。

(拍手)

○嶋崎委員 きょうは、文教の一一般的な質疑の中

で、特に体育行政に関連しまして、国立競技場のあり方についていろいろ御質問をさせていただきました。

三月五日の朝日新聞によりますと、国立競技場の

普及事業であるスポーツ教室の利用料金のた

いへんなアップが抜き打ちで行なわれたという記

事が載つておりますが、これに関連して、国立競

技場のものも他のアップを前提にして予算が組まれたのかどうか、この点はいかが

でしよう。

○瀧谷政府委員 いま御指摘の一部の新聞にスボ

ーツ教室の受講料等の値上げの問題が報ぜられて

おりました。あれは、まだ値上げいたしたわけでございませんで、国立競技場をいたしまして

技術のものも他のアップを前提にして予算が組まれたのかどうか、この点はいかが

でしよう。

○木田政府委員 先ほどお答えに關連して触れ

たかと思いますけれども、医科大学それ自体がい

るいと教育・研究の改善について新たな方策を

創設の過程の中で進めていきたい、そういう努力

をするというよりは、事柄の改革を進めやすい、

小回りがきくようにしておきたい。その意味では、既存の体制のあります大学の一部局

に於けるといふことは、事柄の改革を進めやすい、

なかなかうかとうに考へるのでございま

す。

また、これは個々の具体的な地域の関係にもよる

わけですが、御指摘のように、滋賀大学があるわけでございますが、御指摘のようすに見ておくことが必要であります。嶋崎議長。

それから、もう一つの御指摘の点でござりますが、国の予算編成にあたりましては、国立競技場の各種施設の使用、あるいはスポーツ教室の開催、そなつしたことによります収入を見込みまし

て、それからいろいろな事業をやるにつきまして、各種の運営につきまして、施設、設備の整備につきまして支出の見込みを立てまして、その差額につきまして国が補助をする、そういう概算を組むことになるわけであります。国の予算編成が、具体的には今度国立競技場としての実行予算を組むことになるわけであります。

この場合はたいへんな値上がりでございますが、アマチュアのスポーツ団体が主催し使用する補助金はそういう考え方で概算の予算をいたしております。具体的には実行予算を組むことになるわけでございますが、これも文部大臣の認可を要することになつております。そのときの問題といたしまして現在慎重に検討をいたしております。そういう次第でございます。

○嶋崎委員 現在、国立競技場では、新聞に報道されたのは正確ではございませんで、どういうくらいの案があるかについては資料はもちろんお持ちでしおね。

○瀧谷政府委員 国立競技場が現在検討中の一応の案はございますが、先ほど申し上げましたように、私どもその報告を受けましたのがごく最近でございまして、これはやはり国立競技場と文部省で慎重に検討いたしましてきめるべき筋合いのものと考えておりますので、いま国立競技場が検討いたしておりますのは、全く検討の試案でございますので、まだ固まつたものではないわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、このいまの案は、たしかにアップ率でありますけれども、これは今後下げることがあり得るというふうに判断してよろしいですか。

○瀧谷政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 私の調査によりますと、たとえば昭和四十九年度の普及事業の受講料改定案、これを見ますと、四月一日予定の値上げ幅は、女性スポーツ教室の受講料だと、それから婦人の水泳教室の受講料だと、幼稚園教諭水泳の講習会とか、その他アイスホッケーの教室の受講料とか、こういういわばさらうとのもろもろの自発的なスポーツ団体が国立競技場を利用しようとするふうになつていますでしょうか。

る、そのいわば受講料を見ますと、大体平均して三三%ぐらいの値上げの案であります。それからアマチュアのスポーツ団体が主催し使用する場合、この場合はたいへんな値上がりでございますが、たとえばアマチュアの場合は、陸上だとかサッカーだと、ラグビーだと、そういうアマチュアの団体がこの競技場を使用する場合の使用料は大体五〇%から五三%ぐらいの値上がりの案であります。アマチュアの運動競技を今度は催す場合のその使用料、競技を実際にやる、たとえば運動会だとか大学の学生の体育祭だとか、そういうようなもので国立競技場をお借りしたいというような場合も、大体軒並みに五〇%から六〇%くらいの値上げであります。それ以外のプロの場合も大体同じくらい、五〇%の値上がりです。この値上げの判断がいいかどうかはあとでまた御質問をいたします。霞ヶ丘の場合であれ代々木であれ、こういう一連の国立競技場の使用料並びに料金が現在検討されているものが、最近の諸物価の上昇よりも、そこで問題になつていても、けたはずれのアップですね。五〇%、六〇%といふことをかりますと、一二五%くらいのアップになります。そういう案が現在検討中でございまして、これがついで問題になつていています。

○瀧谷政府委員 私の手元にありませんので、その概算要求書と、それから文部省のほうで再度大蔵省に要請して、そして最後に——最後のほうは私の手元にありますから、文部省の要求額と減った分はありますから、その要求の文書、それを資料として提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○瀧谷政府委員 後ほど提出させていただきます。○嶋崎委員 そこで再度お聞きしますが、これも同じ新聞記事ですけれども、国立競技場のゴルフの練習場、これを今度から廃止していくといふ、たいへんかつこうな考え方へ変わってきて、たしかにそれがアッパーです。それで、いままで練習場は一ゴルファーの使用だったものが国民に開放されて、特に陸上競技に開放されるといふことになつてきたのはたいへんけつこうだと思います。さてその概算要求に対しても、練習場はゴルフ場の収入は大体四千万、五千万ぐらいたりますが、これからそのほかに、新規のゴルフ場の収入は大体四千万ぐらいたります。そのため、このゴルフ場の収入は一千五百万ぐらいたります。一方でさつきおつしやつたとえ指揮者の方や教師の方々の手当みたいなものをアッピングしなければならない。それからそのほかに、新聞でいわれているのはガスだとか電気料金等の値上げ、そういうものを含めてみて國の補助が行なわれた。それで値上げしないでいいということにはなりませんか。

○瀧谷政府委員 そのとおりでございまして、御承知のように、国立競技場のトラックその他、昨年いわゆるターランといいますか、全天候型のものにいたしました。そういたしますと、冬でもある年大体五〇%から六〇%、粗経費の六〇%くらいがいいというふうに最後申し上げたいというふうに思います。そこでお聞きしますが、四十九年度の国立競技場に対する國の補助ですね、これは毎年大体五〇%から六〇%、粗経費の六〇%くらいがいいというふうに最後申し上げたいというふうに思いました。そこでは使えるようになるわけでございます。そこでは、国立競技場の本来の目的、趣旨に合いますように、いろいろな競技大会その他に使われない場合には、走ろう会とか、いろいろな走るスポーツ教室とか、そういうことで國民に開放をする、主として国立競技場の施設を生かしたかけらう会あるいはいろいろなスポーツ教室に開放をする、それから現在トレーニングをいろいろやつておりますが、そういうトレーニングに来ておられる方々にもあのトラックやフィールドを使えるようにし

ようという前提で、ゴルフの廃止に伴います收入減、それからそういう各種かけらう会等をやるにつきまして必要な経費、それを見込みまして予算編成をいたした次第でございます。

○嶋崎委員 そのゴルフの練習場からの収益は、大体いつごろから始まつて、一年間に大体どのくらいの収益がありましたか。

○瀧谷政府委員 これはかなり前から始めておりまして、昨年は約四千五百の収入を一一二つございましたして、いわゆる霞ヶ丘のオリンピックをやりました競技場とそれから近くに秩父宮ラグビー場がございます。最初のほうを第一ゴルフ練習場とがございます。最初のほうを第一ゴルフ練習場とがございます。

○嶋崎委員 これはかなり前から始めておりまして、たとえばアマチュアの場合は、陸上だとかサッカーだと、ラグビーだと、そういうアマチ

ュアの団体がこの競技場を使用する場合の使用料は大体五〇%から五三%ぐらいの値上がりの案であります。アマチュアの運動競技を今度は催す場合のその使用料、競技を実際にやる、たとえば運動会だとか大学の学生の体育祭だとか、そういうようなもので国立競技場をお借りしたいというような場合も、大体軒並みに五〇%から六〇%くらいの値上げであります。それ以外のプロの場合も大体同じくらい、五〇%の値上がりです。この値上げの判断がいいかどうかはあとでまた御質問をいたします。霞ヶ丘の場合であれ代々木であれ、こういう一連の国立競技場の使用料並びに料金が現在検討されているものが、最近の諸物価の上昇よりも、そこで問題になつていても、けたはずれのアップですね。五〇%、六〇%といふことをかりますと、一二五%くらいのアップになります。そういう案が現在検討中でございまして、これがついで問題になつていています。

○瀧谷政府委員 後ほど提出させていただきます。

○嶋崎委員 そこで再度お聞きしますが、これも同じ新聞記事ですけれども、国立競技場のゴルフの練習場、これを今度から廃止していくといふ、たいへんかつこうな考え方へ変わってきて、たしかにそれがアッパーです。それで、いままで練習場は一ゴルファーの使用だったものが国民に開放されて、特に陸上競技に開放されるといふことになつてきたのはたいへんけつこうだと思います。さてその概算要求に対しても、練習場はゴルフ場の収入は大体四千万、五千万ぐらいたりますが、これからそのほかに、新規のゴルフ場の収入は大体四千万ぐらいたります。一方でさつきおつしやつたとえ指揮者の方や教師の方々の手当みたいなものをアッピングしなければならない。それからそのほかに、新聞でいわれているのはガスだとか電気料金等の値上げ、そういうものを含めてみて國の補助が行なわれた。それで値上げしないでいいということにはなりませんか。

○瀧谷政府委員 そのとおりでございまして、御承知のように、国立競技場のトラックその他、昨年いわゆるターランといいますか、全天候型のものにいたしました。そういたしますと、冬でもある

年にいたしました。そこでは使えるようになるわけでございます。そこでは、国立競技場の本来の目的、趣旨に合いますように、いろいろな競技大会その他に使われない場

には、走ろう会とか、いろいろな走るスポーツ教室とか、そういうことで國民に開放をする、主として国立競技場の施設を生かしたかけらう会あるいはいろいろなスポーツ教室に開放をする、それから現在トレーニングをいろいろやつておりますが、そういうトレーニングに来ておられる方々

にもあのトラックやフィールドを使えるようにしては、かなり国立競技場独自の事業として計画し

てきたいきさつがござります。ただ、本体のいろいろな施設をほかに貸す場合の料金につきましては、本来は予算編成のときの問題になるわけでございます。ただ、予算編成が終わりまして、その後いろいろな急激な変化が起きたという間に、年度の途中で施設の利用料を上げたことがござりますが、普通の場合は予算編成のときの問題であるわけでございます。

○鳴崎委員 そうしますと、ちょっとお聞きしますが、今までの国立競技場の収入という問題を考えるときに、私の調査では、収入の上がるものに力点がかかるた運用が行なわれておるという節がある。たとえばサウナだと、それからプロに貸すという問題ですね。プロに貸しますと、アマチュアよりもはるかに高いいろいろな料金を取ることができますから。そのことに関連して、「体協時報」のことしの一月号に国立競技場について解説が載っておりますので、ちょっと読んでみると、問題点がここにたいへん浮き彫りになつております。「体協時報」の「スポーツ・ジャーナル」という欄に、国立競技場の最近の傾向に関する記事が載っております。たとえば去年の四月六、七日に蹴球協会が国立競技場をお借りしたいというふうに考えて申し出たけれども、そのときにはアメリカのプロの陸上の競技があるのでも貸しきませんといつて、アマチュアのスポーツ団体がこの借用を断わられておるわけであります。また、日本ラグビーフットボール協会が、秩父宮ラグビー場がスタンダード改修工事で、これがいつごろ完成し、どうなるのか、どんな予算になつておるのかも問題なんですけれども、それはおくとしましても、これが国立競技場の借用願いを出したのに對して、一週間に二試合以上はまた借りられないというのはある程度やむを得ないことがあります。そういう例は、アイスホッケー連盟が申し出の場合にもあれば、また幾つかの例がここに指摘されて、どうも国立競技場はプロのはうに積極的に貸して、そしてアマチュアの使用というものが非常にやりにくくなっているという事情がある

よう思われるということを、山本実さんといふ人が「スポーツ・ジャーナル」の五ページに最近の実例を幾つかあげて説明されておられるわけなんです。ここで指摘されておるような傾向と同時に、先ほど言った、たとえば収益の上がるサウナとか、また御承知のようにゴルフは、オリンピック以降今日までたいへん収益が上がるものとして現実にやってきた。そういう国立競技場の今日までの動きをそういうデータを基礎に判断してみると、収入を確保するためにたいへん努力をしておる。そのためアマチュアの諸団体の使用が支障を来たしたりしているという実情があるように思われます。このことは、つまり国立競技場といふものもあり方なし運用に際して、国からの補助をしかたが、一方では補助というものをできるだけ押えるものは押えながら、一方収入の上げられるところでは収入を精いっぱい上げて、他方で支出を押えていくという、つまり特殊法人の持つている企業としての営利性というものに力点を置いた運用が現実に行なわれておるという節が私は判断されるのですが、いかがでしょうか。

らないということを申し上げまして、国立競技場側も、まさにそのとおりだと思うということで、いま慎重に検討いたしております。

いまお話をございました保健体育審議会の答申の一貫して流れております趣旨は、日本の体育、スポーツが從来学校体育、それから選手中心であり過ぎた、今後は社会体育、一般的の青少年をはじめ国民の社会体育、スポーツというものを大いに普及振興しなければならない、そういう精神で一貫してその答申ができるわけでござりますが、文部省及び国立競技場はそういう趣旨に従いまして、ただ、国立競技場はオリンピックもやりました国際的な日本を代表する競技場でございまふから、そういう選手の方々にも使いやすいといふことはもとよりでございますが、国民のスポーツの普及振興のためにもできる限り開放をしていく、その場合もできる限り安い料金でやっていくというふうにあるべきだと思います。

○**崎崎委員** 国立競技場側が値上げする理由について、指導者に対する報酬の問題、これはもう一ぺんあとで内部の管理体制の問題として触れますけれども、それにお金がかかるということ、もう一つあげているのは、ガス代だとか用器具などのいわば管理運営的な性質のものですね、そういうものの値上がりということを言っています。

そこで、特殊法人の中には、全額国が持つているのもあれば、大体現業を中心にしている道路公社だとか、こういうところは一方で収益があがり

ますから、補助というのは一定の割合の補助になつてゐる性質もあると思いますけれども、たとえば管理運営費、こういう国立競技場みたいな性質の、國民に開放される施設のいわゆる管理運営費みたいなものは当然全部國が持つというような考え方はできぬのですか。

○瀧谷政府委員 基本的には、スポーツをやるということはやはり國民一人一人、自分のためでもあるわけでございますから、そういうスポーツ教室を受けたいとかいったような場合に、應分の受講料等を払うということはあつてしかるべきではないか。保健体育審議会の答申でも、從来わが國はとくに事業主体がすべてを持つという考え方方があつたけれども、スポーツをやることは自分自身のためでもある、ついでにはやはり受益者も幾らかの費用は出すべきものであるということが触れられておりますが、しかし、そういうスポーツの普及・振興ということは非常に重要な問題でござりますから、公共的な施設の場合は、できる限り受益者の負担につきまして考慮いたしまして、使いやすい範囲の利用料というふうにいたすべきものと考えます。したがいまして、すべて事業主体が持つて、ただでやるという考えは必ずしも適当でない、かかるべき使用料は払つていただきたいと思いますが、できるだけ安くいたしまして、その他につきましては國が補助を見る、そういう考え方でやつていくべき筋合いだと思つております。

○嶋崎委員 それで、いまの受益者負担の考え方、答申でいっている精神では、受益者負担といふのは、それは完全にゼロにせいというようなことを考えるべきではなくて、やはり各人がやることだからという考え方方が入つてゐると思います。

しかし、一方で、日本では諸外国に比べましてこういう公共的なスポーツ施設が非常に十分ではなくて、今後そういう國民の要求が広がってきて、しかも日本の社会的要請というふうになつてゐるわけですから、そういう意味で、受益者負担の原則が前に出るのじやなくて、あくまで広く國民に開放していくような形で運営していく、

そのためいろいろな料金やなんかを利用しやすいような方向にきめていく、そういうふうに考えていいただきたいし、そう考えられるという趣旨だと思います。

では、その後、文部省のほうでは現在そちらと協議中だとしたら、どのくらいアップの判断なんですか。

も、年度の当初からということではなく、できるだけすらすらというような気持ちで、競技場と現在協議中でございます。

○鷲崎委員 ちょっとと時間をとり過ぎましたが、昨年九月ごろ、国立競技場でたいへん労使間にわざかしい問題があつて、一ヶ月ぐらい正常な運営ができなかつたということの事実は御存じですか。

○森谷政府委員 国立競技場は、いわゆる政労協といいますか、政府関係の特殊法人の組合団体が

そのためいろいろな料金やなんかを利用しやすいやうな方向にきめていく、そういうふうに考えていただきたいし、そう考えられるという趣旨だと思います。

では、その後、文部省のほうでは現在そちらと協議中だとしたら、どのくらいアップの判断なんですか。

○**造谷政府委員** 考え方は、先生御指摘のような考え方で私どももやっています。

アップ率でございますが、スポーツ教室につきましては、アップの幅、それから時期、ある程度アップはやむを得ないと考えておりますが、いまは慎重に検討いたしております。

それから施設の利用料につきましては、私どもとしては、これは本来は予算編成のときの問題でござりますので、ただ、その後、確かにいろいろ物価事情が変わっていることはございますが、年度の当初から利用料そのものを上げるということは考えるべきではない、これは年度の途中でどうしてもいろいろな物価その他の関係で上げなければいけないということになれば別でございますが、そういうふうに現在のところ考えております。

○**鴨崎委員** そこで、値上げはやむを得ないとおつしやる根拠に、たとえば指導者の手当だとか、そういうものも含んでいるのでしょうかけれども、もうこの問題に関しては打ち切りますが、結論として、現在協議中であるということと予算編成の過程であるということとからめて、ここで出されているような案で実施されることはない、それであるべく低く、ないしは上げない、特にスポーツ教室なんかの場合は十分にそういう判断の上で対処していただくということをお願いを申し上げます。

それで、巷に新聞でいわれているようなことはないといふふうに了解してよろしいですね。

○**造谷政府委員** 値上げはできるだけ避けたいと思いますし、上げざるを得ない場合もできる限りその幅は抑えたい。それから時期につきま

も、年度の当初からということではなく、できるだけずらすというような気持ちで、競技場と現在協議中でございます。

○**崎崎委員** ちょっと時間をとり過ぎましたが、昨年九月ごろ、国立競技場でたいへん労使間にむづかしい問題があつて、一ヶ月ぐらい正常な運営ができなかつたということの事実は御存じですか。

○**森谷政府委員** 国立競技場は、いわゆる政労協といいますか、政府関係の特殊法人の組合団体があるようございますが、率直に申し上げまして、ときどきその拠点闘争が行なわれておりますとして、一ヶ月ずっと統いてということはまずめでたにございませんが、ときどきそういう事態が起きていることは承知いたしております。

○**崎崎委員** その一ヶ月ほど正常な運営ができなかつたことに関連して、いま国立競技場の内部で、たとえばこういう問題があるわけなんですね。先ほど局長がおつしやいましたように、スポーツ教室等々の指導をする人たち、そういう人たちに関連して、競技場の職場では現在こういうことが問題になつているのです。競技場のスポーツ教室には二百六十五名の外部からの嘱託指導員が雇用されていて、各教室の指導に当たっているのが現状だが、これらの指導員の多くは大学教授、講師の指導員のもとで簡単な受付作業に携わっているの等で、本職のかたわらアルバイトとして指導に來ている。肝心の国立競技場の内部の職員は、嘱託指導員のもので簡単な受付作業に携わっているのがほとんどだ。そこで、具体的にどういうふうになつていいかというと、たとえば第一業務関係では百三十七名、第二業務関係では九十名、第三業務関係では三十七名という指導員が嘱託として雇われているわけですね。こういうふうに、実際指導に当たっている人はみんな外部から嘱託指導員というようななかつこうで来ているわけですね。その人たちに対してもんこ手当が少ないところがたくさん来る。ところが、その指導員が大学の生

生や講師の人生なのですから、土曜、日曜は休みたいわけですね。そうすると、安い手当で、そして土曜、日曜日に朝から夕方まで引っぱり回されるということに対し非常に抵抗があるものだから、ついサボっちゃうわけですよ。そういうことのために、実際に普及しなければならないスポーツの普及事業というものがその功を奏していない。というか、そういう現状が現実にあるわけです。こういう問題にならなければなりませんと、当然、その現場の指導員をどうやるのか、その指導員の人たちの手当といふものをどうすべきか、そういう現場の、つまり国立競技場が国民に奉仕するような競技場になるためのそういう職場の構造のあり方、そういうものが非常に重要な問題点にならなくてくるわけであります。ところが、そういう問題を含めて、たとえばこの職場で見ますと、同じ政労協關係の職場の関係と賃金を比較してみましても、大体平均よりもずっと悪いです。大卒の場合は比較的まだいいのですけれども、中卒の場合なんかは、年齢二十七歳の場合をとっても、三十五、六歳ぐらいの場合をとっても、賃金は相当劣悪であります。しかも代々木の場合を一つの例にとってみると、ここでは国立競技場の職員が大体六十人ほどいるのですが、たとえば切符の出札をやるとか、いわば貸しぐつの仕事をするとか、それから氷が解けないようによく保守するとか、そういう現場の仕事をやっているのは全部下請に出しているのです。下請に出して、それがみんな途中に業者が入って、年間七千万円なら七千八百万円というものの業者に委託して、そしてそういうところに下請に出していく。ですからその下請になつていてる人たちが、たとえば汽車でいいますと車掌さん、途中で乗り込んできて切符を手中買いますね、そういうような仕事を、実際には途中で入ってきたような人の切符の売り買いとか、そんなような仕事から、現場の重要な仕事は正規の職員でない人がみんなやらざ

競技場の実態です。その人たちの一日の日給は平均してどのくらいだと思いますか。

○鷲谷政府委員 いまのお尋ねは下請に出している場合のその方々の賃金です。いまそれは手元に資料を持っておりません。

○鳴崎委員 失対労働者の全国平均賃金でも、東京の場合一千六百円ぐらいですよ。ところがここにいる人はみんな、責任者で大体千六百円ぐらい、一般職員だったら九三百円ですね。そういう安い賃金の人たちに下請させて、重要な直接お客様に接する仕事を大半みなやらせているのです。そして現実に業務に携わっている人の賃金は政労協関係の平均賃金で見ても低いわけです。年齢も若いんですね。つまりそういう条件の中で行なわれているという労働条件や職場の仕事の内容に関する問題が一つ盲点としてある。これは結局、経費をなるべく安上がりにするということで下請に出している。そこは一つの国立競技場の持つ正在りのいわば營利性を前提にした合理化が行なわれてゐるという側面だとぼくは思うのです。そして他方では、肝心の指導員は、一番忙しい土曜、日曜のときには安い手当でしかないのですから、アクチブに積極的な奉仕ができない、こういう姿になつてゐるということを御存じですか。

○鷲谷政府委員 指導員の謝金といいますか手当、これは確かに低いわけでございます。それで私は四十九年度の予算編成におきましてこれに非常に力を入れたわけでござりますが、かつては国立競技場の指導員になるということ自体が榮誉である、そういう時代が確かにあったかもしませんが、そういう考え方をいつまでもつてゐるのはよくないということで、この指導員の方々の謝金、手当の増額に非常な力を入れてやつたわけでございますが、ある程度の増額は実現いたしましたが、所期したところまでいっておりません。これは大蔵省といたしましても、いろいろな講師の謝金のつり合いで、均衡ということがございました。本年度は必ずしも所期の趣旨は実現でき

汗を流しまして指導をするわけでござりますので、確かに現在の講師の謝金はきわめて不十分なものと思つております。今後ともその増額に十二分の努力をすべきものと考えております。

○鶴崎委員 ここは教育ですから、社会労働委員会じやありませんから、それはフォローしませんが、私のところにあるデータで、国立競技場の職員は、たとえばその他の現業を持つてゐる特殊法人に比べてみて、高卒の場合、二十八歳の場合には大体五千円から六千円低いですね。それからこのデータによれば、三十歳ぐらいですと、これも四千円か五千円ぐらい低いのです。ですから、それは人効体制といふものを頭に置いていつもやられてゐるのですけれども、その場合でももともと格差がある。たとえば高卒で道路公団とそれが格差があるとすると、ことしは一五・五%上がるということになりますね。そうしますと、もともと差があるところへ一五%上がると、その格差はどんどん大きくなつていくのですよ。ですから、これはここでの議題ではありますけれども、決して考えていられるほど賃金は上等なものではないといふふうに私には判断されます。そうしますと、重要な、お客様に直接サービスするといいます

や何かで事業主体全体が独自に使えない仕組みにいまなっていますから、一方で収益があがつても、そこに働いている人たちに賃金や何かに回るような仕組みにいまはなっていなければなりません。それは全部積み立てていて、そしてまたその年度年度でそれを使いこなして、実績主義で来年度概算要求をやっていくという役所の予算の組み方ですからね。ですから、実際にはその国立競技場といらのものの中で行なわれて、収益は相当あげても、それ自身がそういう働いている人たちや下請に出している人たちの条件をよくしていくようには回らぬ仕組みになつております。そういう意味で、いま幾つかあげた例を見ましても、例の答申がいついてるような、国民に開放される国立競技場のあり方という方向から見ますと、依然として国立競技場というのは営利性が追求されて、國の補助がなるべく少なくて、片一方で収益をあげるようになります。支出はなるべく少なくするという仕組みで運用されているという意味で、国民に開放されているよりも、きわめて閉鎖的な側面がありはしないかという点を私はたいへんおそれるわけでございます。そういう意味で、そういう観點からこの国立競技場のあり方というものについて検討をいただきたいというふうに思います。

側の新聞によりますと、「まだもや理事長逃げ出す」、こういう見出しがありますように、そういう話し合いをしましょうという、これは三権を持つ労働組合ですから、ストライキ権もみんな持つていて労働組合ですから、そういう労働組合が理事長に対して正規の申し入れをやるのに対しても、逃げ回っているという実態があるようでございま

そこで、お聞きしますが、国立競技場の法律に基づく、この第一条でいっている法律の精神との役員という問題を考えたときに、国立競技場の役員というのは、少なくともそういう答申に述べられて、もとより日本国憲法の今後のはざまにあり

向についてどうあるべきか、こういうことに関し
て、少なくとも一定の見識や考え方を持つてゐる
人が役員になる必要があると思いますが、いかが
でしようか。

○濱谷政府委員 御指摘のような考え方を持った方
と、それからかなり大きな施設でござりますから
ら、そういう考え方を持った上に、そういう大きな方と、
施設の管理運営ということにふさわしい方と、そ
ういったようないろいろな見地から役員が選任さ
れるべきものと考えます。

の、大臣が任命する役員の方々の年齢とびにその前歴を見ますと、たとえば理事長は元衆議院常任委員会の調査室におられた専門員の方のようですが、理事の中を見ますと、東北管区の警察局長、そういう方が理事になつておられますし、また、いろいろな役員並びに課長クラスなんかを見ますと、防衛庁、それから大蔵省、そういうところの課長補佐、主任、それから防衛庁の地連の連絡部長、それから警察局長、こういう方がいろいろな役員や主要なポストを占めておられます。そういうことについては、局長は御存じですか。

○邊谷政府委員 いまの理事のうち、一人の方が東北管区の警察局長をやられた方がなつておられます。それは事実であります。それから、職員の中に文部

省あるいは大蔵省から出ている者も若干ございま
す。やはりあれだけの会計経理を扱いますので、
それにふさわしい人ということで大蔵省から来て
もらつてあるということがございます。
○嶋崎委員 しばらく前に天下り人事という問題
についてたいたへん問題になつてきただことがござい
ます。先日、田中総理が、つい一週間ほど前だと
思いますが、閣議で、特殊法人の人事の停滯とい
う問題を取り上げられて、二期八年、それ以上は
いかぬ、四年くらいだとおっしゃつてあることが
新聞で述べられています。大臣、それは御存じで
しょうか。
○奥野国務大臣 八年以上は同一ポストにつけて
おくことは過当でないという意見がございました。
○嶋崎委員 いまおっしゃつたように、確かに国
が補助金を出しておりますから、それに対して業
務を監督していくような仕事がウェートを占めま
すから、大蔵省やそういうところから、そういう
役職や何かに送り込んでいくということの、一面
の意味はあると思います。しかし、私はこれは天
下り人事の一つのタイプだと思いますが、こうい
う国立競技場の經理の内容や仕事の内容を管理す
るという意味での形、そこにウェートを置いたか
つこうでそういう人たちが入ってくるということ
と、一方で国民に開放されていくかつこう
で国立競技場があらねばならないという側面、こ
の両面をとった場合に、当然こういう人たちにはス
ボーツにはしようとかあってはならないわけだ
し、それから体育振興事業というものが何である
かというようなことについて、一定の見識を持つ
ていることが必要だと思うのです。そういう観点
から見ますと、こういう一連の人たちは大体みな
年齢にして六十歳、六十四、五歳、そして大体八
年ほどしますから、もうそろそろ交代の時期です
ね。この人たちが国立競技場に来て、出ていくと
きの退職金は、数人の人を試算してみますと、八
年九ヶ月で六十三歳の方で、ある人の場合は二千
百万ぐらいです。それ以外の人でも大体一千九百

省あるいは大蔵省から出ている者も若干ございま
す。やはりあれだけの会計経理を扱いますので、
それにふさわしい人ということで大蔵省から来て
もらつておるということがございます。

○鳴崎委員 しばらく前に天下り人事という問題
についてたいへん問題になってきたことがござい
ます。先日、田中総理が、つい一週間ほど前だと
思いますが、閣議で、特殊法人の人事の停滞とい
う問題を取り上げられて、二期八年、それ以上は
いかぬ、四年くらいだとおっしゃっていることが
新聞で述べられています。大臣、それは御存じで
しょうか。

○奥野国務大臣 八年以上は同一ポストにつけて
おくことは過当でないという意見がございまし
た。

○鳴崎委員 いまおっしゃったように、確かに国
が補助金を出しておりますから、それに対応して業

務を監督していくような仕事がウェートを占めますから、大蔵省やそういうところから、そういう役職や何かに送り込んでいくということの、一面の意味はあると思います。しかし、私はこれは天下り人事の一つのタイプだと思いますが、こういう国立競技場の経理の内容や仕事の内容を管理するという意味での形、そこにウェートを置いたかのようにどうやら入ってくると、うること

と、一方で國民に開放されていくといふかたから、もうそろそろ交代の時期ですね。この人たちは國立競技場に来て、出ていくときの退職金は、数人の人を試算してみると、八九年九ヶ月で六十三歳の方で、ある人の場合は二千百万ぐらいです。それ以外の人でも大体一千九百

万。一千万をはるかにこえる退職金が試算されわけであります。ただでさえこの国立競技場といふようなものが国民に開放されなければならぬ問題であつて、料金はなるべく安く、国が援助して、そしてお金を節約しないかなければならぬといふときには、こういうつまり役人で定年を過ぎた人たちが入ってきて、そして五、六年いて二千万円、一千八百万円という退職金をもらつて出していく、こういう構造ですよ。これは、そこらじゅう役所とつながっている通産とか建設でもいろいろ問題になつていてるわけですけれども、こういう構造が国立競技場にある。来て五、六年で二千万円ですよ。現場で働いている人たちは、大学卒で三十五年働いても一千万円にはなりません。片一方では、そういうふうに生涯働いて、がんばつてきて一千万にならないのに、片一方では、ずっと来て五、六年おつて二千万にも近い退職金をもらつていくというような形での役員のあり方、これが国立競技場で働いている人たち並びに国民の立場から見て、これでいいのかどうかということについて、私はたいへん疑問を持つ。局長いかがですか。

○鷲谷政府委員 役員の退職金につきましては、そのための規定がございまして、文部省の監督のもとに、他の特殊法人その他との均衡のもとにつくられておるわけでございます。

○嶋崎委員 もう時間も来ましたからこれでやめますが、いまは大体役員の任期のかわる時期です。大臣にお伺いしますけれども、いま私が申し上げましたように、現場の人たちは、大学卒の人が三十五年いても一千円の退職金にもならないでがんばつておられる。片一方では、それがきまる過程においてたいへん問題だったのですが、天下り人事的なかつこうで役員がきめられている、こういう事情に対しても大臣はどう思いますか。

○奥野国務大臣 国立競技場の役員には、役員としてふさわしい人を選ぶべきで、人のために国立競技場の役員のポストを利用する、そういうことであつてはならないと思います。そういう見地で

万。一千万をはるかにこえる退職金が試算される
わけであります。ただでさえこの国立競技場とい
うようなものが国民に開放されなければならぬ
問題であつて、料金はなるべく安く、国が援助
して、そしてお金を節約していくかなければなら
いというときに、こういう、つまり役人で定年を
過ぎた人たちが入ってきて、そして五、六年いて
二千万円、一千八百万円という退職金をもらつて
出ていく、こういう構造ですよ。これは、そこら
じゅう役所どつながっている通産とか建設でもい
ろいろ問題になつていいわけですから、こう
いう構造が国立競技場にある。来て五、六年で二
千万円ですよ。現場で働いている人たち、大学
卒で三十五年働いても一千万円にはなりません。
片一方では、そういうふうに生涯働いて、がんば
つてきて一千万にならないのに、片一方では、す
っと来て五、六年おつて二千万にも近い退職金を

○**滋賀府委員** 役員の退職金につきましては、そのための規定がございまして、文部省の監督のもとで、他の特殊法人その他との均衡のもとにつき、私はたいへん疑問を持つ。局長いかがですか。

くられておるわけでござります。
○嶋崎委員 もう時間も来ましたからこれでやめ
ますが、いまは大体役員の任期のかわる時期で
す。大臣にお伺いしますけれども、いま私が申し
上げましたように、現場の人たちは、大学卒の人
が三十五年いても一千万の退職金にもならないで
がんばっておられる。片一方では、それがきまる
過程においてたいへん問題だつたわけですが、天
下り人事的なかつこうで役員がきめられている、
こういう実情に対しても大臣はどう思いますか。
○奥野国務大臣 国立競技場の役員には、役員と
してふさわしい人を選ぶべきで、人のために国立
競技場の役員のポストを利用する、そういうこと
であつてはならないと思ひます。そういう見地で

○**嶋崎委員** もう時間が参りましたので、最後に一言だけもう一度お聞きしますが、結論として、一つは、国立競技場の内部で検討されてきたアップ案、このアップ案というものを抑えるために、私は、いろいろ述べたようなことを頭に置いてみて、もっと積極的な国庫の補助、国が補助金を出して、アップを押さえ、そして内部で働いている人やト請に出している人や、そういうものについても、きっと国民的なあり方に再検討をしていく、そういう用意があるかどうか、これが一つ。

もう一つは、近く行なわれるかもしない役員の交代の時期に、これは大臣にもともにお聞きするのですけれども、働いている人や国民から見て、いわゆる天下り人事と思われるような役員の任命が行なわれないよう、その点を二番目に御質問をして終わりります。大臣、その二つについてお答え願いたい。

○**奥野国務大臣** 先ほど来体育局長がお答え申し上げましたとおり、善処してまいりたいと思いまして、上げたとおりでございます。

○**嶋崎委員** 終わります。

○**稻葉委員長** 山原健二郎君。

○**山原委員** この間、文部大臣の発言について、文部大臣も資料を出す、こう言って、出てまいりました。その間約三週間かかっております。私は、この問題については各党ともいろいろの御意見があると思います。だから中身には触れませんが、資料について正確を期す意味で、どういうものから出てきておるのかという点について少し伺いたいのです。

一つは、私の要求しましたのは、文部大臣が、日教組が社会主義革命に参加する団体だとみずから規定しているということを深谷議員に対する答弁の中で明確にされますから、私は普通の國語の立場から見るならば、日教組がみずから規

定しておるもののが規約あるいは綱領というものにあるものだらうと思って、それならばきわめて簡単なものが出てくるのではないかと思っておりましたが、出てきましたのは、これは表題が違つておりまして「日教組が社会主義革命に参加していると受けてとられる資料」でした。こんなものは私は要求した覚えはないわけあります。私が要求したのには、日教組が社会主義革命に参加している団体とみずから規定している資料、すなはち「と受けとられる」というのは、これはあとから大臣がかつてつけ加えたものであつて、私の要求したものとは全く違うのです。どうしてこういうふうになつたのか伺つておきたいのです。

○奥野國務大臣 私が深谷議員の質問に答えました

て、日教組は階級的大衆組織であつて、社会主義革命に参加するものと規定されているようです、

こうお答えをいたしました。その後、山原委員から規定していると言つたが綱領なり規約なりの

どこに規定しているのかといふ尋ねがございました。

そこで、私が規定していると申し上げた規定といふことは、運動方針等を通じて、日教組

は階級的大衆組織であつて、社会主義革命に参加

しているものと規定しているというふうに受け取

られるのです、それらの資料をお出ししましよう

かと言ひますと、出してくれ、こうおっしゃつた

わけでございまして、そのとおりの資料をお出し

したつもりでございます。

○山原委員 私がしばしば尋ねたのは、あなたが

深谷議員に対して「社会主義革命に参加するもの

とするのだ。自分たちの組合の性格をそう規定しておられるのであります。」これに対しても私が資

料を要求したのです。そうするとあなたは「前言

を次第にひるがえしながら、そう受け取られるといふことを言つてきた。私はそのことを要

求してなかつたのです。受け取られるといふことを

あなたの感想なんですよ。あなたは深谷議員に

からしても、みずから規定しているのだ、こう言

類の歴史的進歩の理想に生き、いつさいの停滞と反動を敵とする」。この部分が本文だと思います。そのあとが解説というふうに理解されるわけでございます。

○山原委員 私が言つておりますのは、解説といふのはどれですか。いま言われたのは、あなたが本文と言わわれているのは、倫理綱領といふのは一項目ですよ。「教師は労働者である」「教師は平和をまもる」というのが十項目ある。これが倫理綱領です。そのあとについておる短い文章が解説であります。そのほかに解説があるというのは、どれでしょか。

○岩間政府委員 そのあとに「日本には、古くから労働をいやしむ風潮があつた。それは、長い封建時代に経験させられた政治の結果である。」といふうに、かなり長文の説明がついておりまます。これが解説といふうに考えられるわけでござります。

○山原委員 それをちょっと見せてください。——それが解説だということが初めてわかりました。それは解説ではありません。討議資料です。しかもそれは、「解説 教師の倫理綱領」ということで十五名の協力者の名前の中で出された討議資料なんです。日本教職員組合の決定ではないのです。それは御承知のように「刊行のことば」の中にはっきりと述べられております。討議資料です。——討議資料です。はつきりこへ書いてあります。それに書いてあります。いいですか。

○岩間政府委員 ちょっと聞き取れませんでした

が、たいへん恐縮でございますが、もう一度お願ひしたいと思います。

○山原委員 「倫理綱領第二項解説」というのがありますね。これはいま出された、私に見せたものですか。

○岩間政府委員 倫理綱領の第二項は「教師は教育の機会均等のためにたたかう」、その中に「憲法の保護する個人の人格と尊厳と教育の機会均等は、今日なお、空文にとどまっている。青少年は

各人のおかれた社会的経済的条件によつて、教育を受ける機会をいちじるしく制限されている。特に勤労青年大衆の教育は、まったく投げ出されています。

○山原委員 結局解説が二つあるわけですね、あなた。しかも、いまこれに書かれているほとんど道ではなく、教育の機会の均等化のために社会的な措置が取られなければならない。教師はみずからこの必要を痛切に感じとり、あらゆるところで教育の機会的均等のためにたたかう。」これが第二項でござります。

○山原委員 第一項は、「教師は日本社会にありますね。これは一ページの最後から二行目です。が、これもいま言われた解説ですね。私がいま見せていたいたいものと判断してよろしいですか。そこから取られたのですか。

○山原委員 第一項は、「教師は日本社会にこたえて青少年とともに生きる」「平和の擁護、民族の独立、搾取と貧乏と失業のない社会の実現は、われわれに課された歴史的課題であり、民主主義を信ずるわれわれの不動の念願である。青少年は、各人の個性に応じて、この課題の解決のために可能な働き手となるよう育成されなければならぬ。日本の青少年が自由と幸福をかちとる道は、これ以外はない。教師は青少年とともに生活し、その必要にこたえるための学習を組織し、指導する。教師は自ら深い反省に立って、勉強し、努力する。」以上が第一項でござります。

○山原委員 あなたの方文部省として、文部大臣が

説の本ですかと、こう私は尋ねています。どうですか。

○岩間政府委員 それはそのあとに付せられております解説でございます。

○山原委員 結局解説が二つあるわけですね、あなた。しかも、いまこれに書かれているほとんど解説だとは、いま私が見せていただきました。私もまたま手に入れたものでけれども、この解説だとは、「はしがき」にはつまり書き出されています。「これから行われる全国の教師諸君の、激しい討論の材料とするために、いまこれが起草される間に論議されたものを中心にして、きわめて簡単な解説をほどこそうと思うが、その解説をも含めて、全国各地の各学校で真剣な討議が開始されることをのぞんでやまない。」こう書いてあるのです。討議の資料なんですよ。討議の資料でしょう。「解説といつてゐるじやないか」と呼ぶ者あり)どこでいっていますか。そんなやじを飛ばす必要はない。文部大臣、笑つておられるけれども、こういう重大な資料を出して、こういうあいまいなことをしたらダメなんですよ。われわれお互いに論議しようとするときに、討議資料まで、これが日教組の決定であるかのごとき言葉を聞いておるのです。いま皆さんが出されておる解説だとは、こういう討議の資料として出したものが、どういう意味で、私は一つ一つぶざに事実を明らかにするために質問をしておるのです。いま皆さんが出されておる解説だとは、こういう討議の資料として出したもの、そのことを指摘しておきます。

そこで、次に、この日教組の、あなた方が出されておる倫理綱領だとはいつのものですか。

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和二十七年六月、日教組が第二十九回定期大会において決定したものでござります。

○山原委員 一九六一年の日教組の第二十三回定期大会においてこの倫理綱領は変わっています。知っていますか。文部大臣、知っていますか。

○奥野国務大臣 日教組の「教師の倫理綱領」は、昭和二十七年六月の日教組の第二十九回定期大会で決定されたものでございます。その後、日

教組は昭和三十六年五月にP.R.資料として「私たちの運動とその組織」を発行し、その中に、大会の決定を得ることなく、従来の「教師の倫理綱領」と若干異なる表現を掲載しております。このことについては、昭和二十七年六月の第二十九回定期大会で決定した「教師の倫理綱領」を要約し、表現を若干変えたもので、当時の日教組模様書記次長は、表現は従来と若干異なっているが、趣旨は全く同じであるとの発言をしているわけであります。このことから文部省としては、昭和二十七年六月に決定された「教師の倫理綱領」は変わらない、かように解釈しているわけでございます。

同時にまた、討議資料といふようなことをおつし、表現を若干変えたもので、当時の日教組模様書記次長は、表現は従来と若干異なっているが、趣旨は全く同じであるとの発言をしているわけであります。このことから文部省としては、昭和二十七年六月に決定された「教師の倫理綱領」は変わらない、かように解釈しているわけでございます。

しかし、まだ、討議資料といふようなことをおつし、表現を若干変えたもので、当時の日教組模様書記次長は、表現は従来と若干異なっているが、趣旨は全く同じであるとの発言をしているわけであります。このことから文部省としては、昭和二十七年六月に決定された「教師の倫理綱領」は変わらない、かのように解釈しているわけでございます。

私は一つ一つぶざに事実を明らかにするために、いつも違うのだということで、日教組が正式にその資料であつて変わっているのだとおっしゃつていただければ非常にしあわせなことだと思います。でござりますので、私たちがお出ししました資料は資料ではないだろうか、こう考へるわけでござります。したがいまして、山原さんが、それは討議資料ではないだろうか、こう考へるわけでござります。したがいまして、山原さんは、それは討議資料であつて変わっているのだとおっしゃつていただければ非常にしあわせなことだと思います。でござりますので、私たちがお出ししました資料は、やはりお互いに論議しようとするときに、討議資料まで、これが日教組の決定であるかのごとき言葉を聞いておるのです。いま皆さんが出されておる解説だとは、こういう討議の資料として出したもの、そのことを指摘しておきます。

そこで、次に、この日教組の、あなた方が出されておる倫理綱領だとはいつのものですか。

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和二十七年六月、日教組が第二十九回定期大会において決定したものでござります。

○山原委員 お互いに資料の事実について確認をしようとしておるときに、事実に基づかない感想を述べる必要はないです、私は聞いてないんだから。日教組は、あなたが書いておるような、本委員会に出したような倫理綱領の文言はないんです。いいですか、それは二十三年の二十三回大会

において、一十三年前です。倫理綱領は一九五一年の第九回大会で決定されたがこれは事実です。それは、あなた方、事実で言われている。あなた方はこれと言つてはいるんですよ。その後、六一年の方に至り、「まえがき」を含む解説部分を新しい憲勢に沿つて改めた。これを二十三回大会に報告をし確認している。つまり倫理綱領といつてあなた方が出しておるこの擯取、貧乏、失業をなくすする社会とかいうようなことばは、十三年前に日教組の中から消えていたのです。消えたものを何でここへ出してきたんですか。現実に日教組が倫理綱領として適用しておるもの、なぜ正しく確にこの場所に出さなかつたのですか。すでに改正定をされ、すでに日教組の倫理綱領としては、倫理綱領項目は同じですよ。あなた方がここに引用しているもの、これはすでに組織として廃止になつておるものとなぜここへ出してきたのですか。現に中村文部大臣のときには、日教組の方々に対しても組織として倫理綱領を廃止したらどうかということを申し上げましたときにも、それに対する回答もなつていて、岩間政府委員 私どもは廃止になつていて、同じような資料を提出いたしました。それに対する回答もなつても何にも御注意がなかつたということです。私どもは前の倫理綱領はそのまま生きておるというふうに考えております。

組織にはありませんよと私は言つたのです。がく然とされたと思うのですよ。たとえばAIN-SY泰INが小さいときに何か文章を書いた、そして、AIN-SY泰INが学者になって相対性理論をつくった、子供のときに、幼いときにあいうことを言つておつたから、あとでつくられた相対性理論というものは誤りだなどという論法は、われわれの社会では適用できないでしよう。常識から考えましても、みずから組織が変えたものになぜここまで出してきたのですか。変わつていないところは変わつていないところで、私はそのことを指摘していない。変わつていないところは、教師は労働者であるということを私は言つているのじやないのです。その解説の部分が組織として変わつておる。変わつたものをこの公式の場所である文教委員会に提示をしておる。組織が変えているのですよ。だから、現在の日教組の倫理綱領には、あなた方が書いておるこの解説の部分は幾らかしてもないのです。だからさう私は資料の正確さを期す意味において質問をしておるのでけれども、岩間さんはいま知らなかつたと言つておる。それが事実であることがわかつたらどうしますか。

○奥野国務大臣 私たちは、日教組が、いま提出してまいりましたような資料に書かれているような考え方を持つておられては困る、こう思つておるわけござりますので、山原さんがおっしゃいますように、ほんとうに廃棄されたのならたいへんうれしいことございます。ございまするので、そういう事実の有無も今後明らかにして、日教組から何らかの発言をされますことを私たちとしては深く期待いたしたいと思います。同時に、倫理綱領は日教組の大会で決定されたものでござります。おっしゃっておられますのは、組織で決定になったのかどうか知りませんが、大会の決定にはなつていはずだと思います。同時にまた、私が先ほど読み上げましたように、櫻枝書記次長は、趣旨は全く同じであるという発言もされおるわけでございます。

なおまた、四十三年のこの委員会の速記録を読むと、山原委員がおっしゃつておることでござりますが……（山原委員「聞いてないじゃないですか」と呼ぶ）これは大事なことです。いまあなたのおっしゃつていることにお答えをするのです。「私の何代か前の大臣が、日教組の諸君に対しまして話し合いをして、しようとかしないとかいうふうなことを御注文申し上げた。それに対して日教組側もいろいろ御意見はあるでしょう。あるのでしあが、それに対して誠意ある回答はまだ文部省はいただいておらない。」というようなことも、當時お述べになつておるわけでございます。したがいまして、山原さんがおっしゃいましたように廢棄になりましたなら、私は非常にうれしいことでございます。でございますので、日教組からそういうお話を出てまいりますことを心から期待申し上げるわけでございます。

話されていました。これが大会の決定だなんて、（争言する者あり）あなた、要らぬことを言いなさん。だから、大会で決定をされましたところの現在の倫理綱領には、あなたがここへ出していることばがないのです。いいですか。ないのです。だからあなたが出してきたのは、古い倫理綱領というやつですね。その解説です。倫理綱領の十の項目は変わっていません。そのことを私は言っているんじゃないのです。変わっていないのです。こへ資料として出したこの文言はないのです。いいですか。日教組の決定だといって、ないものを出しておられるのです。解説のところはないのですよ。しかも大会決定です。では、これが改定をされておるという事実がわかり、しかもここへ書いておる、あなたが解説とかいろいろ一ぱい書いておりますが、こういう文言がなかったときには、この資料は訂正しますか。

おるものは——日教組が、当時は朝鮮戦争が始まる前夜ですか、そういう時期、しかも教員が、あとの戦争中に行なつた教え子を戦場へ送るということ、そういうことに対する反省の中から生まれてと、きた歴史的過程はあるのですけれどもね。しかし現実に日教組の倫理綱領にはこれはございません。だからここへ出していただくのは不適当です。もっと勉強していただいて、そしてその中からあなたが思うようなことが出てくれば、お書きになつたらいいでしょ。しかし、ないものを作ることへ資料として提出することは、私は撤回をしていただきたい。あなたが、ここで私の言うことが信頼できなければ、お調べになつて、こういう文言がないから、ないものは撤回をしなければならぬのです。いいですか。そのことを私は要求いたしたいと思います。

上げません。しかし、おそらく日教組の倫理綱領のこの解説の部分が改定になつておるという事実を知つて、あなたは驚かれていると思うのですよ。だから、委員長、このことは調査をして、撤回するなり、また新しい資料を出すなり、これは考えていただかなければなりません。私は、この資料は受け取るわけにはいきませんので、委員長におきにこれについての取り扱いをお聞きしておきたいのです。

○奥野国務大臣　山原さんは規定ということをば
を、綱領、規約に書いてあるか、書いてないかと
いうことだけで使うのだという気持ちで最初御発
言になつたのじやないかと思うのでございます。
それに対し私は違つた意味で規定ということば
を使っておるのですとということを明瞭に申し上げ
たわけでございます。その上に立つて資料を提出
さしていただきましようか、こう申し上げたわけ
でござりますので、私はこれで何ら不穏なところ
はないと考えておるわけでございます。同時に
また、倫理綱領のことを、こんなものはないのだ
おっしゃいましたが、ないのなら、歴代の大臣が
倫理綱領を廃止してほしいということをたびたび

申し上げておるにかかるわらず、日教組が御回答になつていなかつたという事実も、いま私、速記録を読み上げましたとおり、現実のこととござります。問題は、そういうことと全体を通じていまの流れをどう判断するかという意味で、私はこういうふうに受けとめておりますと、こう申し上げておるわけでございますので、考え方が違つてしまりますならば、違つた考え方方に立つておるということを日教組自身が公にしていただきまして、そして日本の教育が何ら心配ないのだというよう安心させていただきたいものだ、かようむしろ願意をするわけでござります。したがいまして、こういうことがあるのかないのかということよりも、そういう考え方を放棄したとか、こういう新しい考え方方に立つておるとか、そういうことが日本の教育を前進させるために大切なことで、私は決して日教組を非難するためにこの資料を出しているわけではありません。お互いに教育のあり方を検討していきたい、むしろこれを基礎にして今後の日本教育の進め方について日教組の方々にも考えていただきたい、私たちも考えていきたい、こうございません。お互に教育の基礎として前進さしていきたいということだけを願つておるのでございまして、いたずらに過去をとやかく論ずる氣持ちはございません。したがいまして、こういう考え方方に今日日教組はないのだということになりましたらば、非常にうれしいことでございまして、そういう方向でお互いに努力を尽くしていくたいものだ、かよう存じます。

方が変わっていただければ幸いだ、日本の教育の
しあわせだなどということは、あなたの感想だ。
それに対しては、私たちも見解がある。だから見
解を私は言っていないのです。ただ、あなたが出
してきた資料というものは、このように書いており
ますから、これは日教組の持つておる今日の倫理
綱領の中にはないものを、なぜお書きになつたか
と私はお尋ねしている。どうしてもお答えが正確
にはできないのですか。過去の歴史的な文章の中
にはあるかもしれません。それは歴史的な文献の
問題でございます。いいですか、そういう事実を
言つておるのでね。だから、日教組の倫理綱領が
たとえば改定になつておるならば、私のことばを
信用しないと言うなら、私はこの第二十三回宮崎
大会に出席しておる日教組の一員でございまし
た。だからはつきり私は知っています。また、日
教組の文章の中にも倫理綱領の解説については改
定をしましたということが、大会の決定として確
認をされています。しかし私がこう言つても、あ
なたはお信じにならないと思いますから、その点
は正確さを期す意味でお調べになつたらしいでし
ょう。しかし、その中でこれが改定されておるな
らば、少なくともここへお出しになつた一九七四
年の昨日三月七日にお出しになつたこの文章は、
これは正当なものではないのです。日教組の決定
としては正當なものではないのです。このことだけ
はいまここで指摘をいたしておきます。

○奥野国務大臣 私たちは、日教組がどういう考
え方を持つておられるのだろうかということを、
こういう文献を通じて見ておるわけでございまし
て、倫理綱領が廃止になつているとは思いません
けれども、なつていればうれしいことでございま
す。廃止になつておつても、違った考え方を持つ
ておるのだということを明らかにされない以上
は、ここに書くことは私は何らおかしいことでは
ない、こう考えておるわけでございます。かりに
改定になつても、その考え方が明確に否定されて
いない以上は、どういう考え方をお持ちになつて
いるだろか、流れている底の思想、これを見て

いくためにはいろいろなものを私たち検討してい
くべきだ、こう思うわけでございます。かりに山
原さんのおっしゃるとおりであつても、この資料
にあげることは不穏當なことではない、こう思つ
ております。

○**山原委員** 不穏當なことでないというならば、
日教組の倫理綱領にはこう書いてあるとあなたは
言つているのでしよう。その倫理綱領にこう書い
てない。事実に基づいて話をしようじゃありません
か。あなたの言い方だとドン・キホーテです
よ。風車を敵陣に見立てて、やりを持つて突っ込
んでいくドン・キホーテ、もつともドン・キホー
テにはサンチョ・パンザという味方がおりました
けれども、文部省が事実に基づかないことは事実
に基づかないことで、日教組が決定として持つて
いる倫理綱領に書かれていることをここに書きな
さい。いま私が求めたのは、日教組の歴史的文献
など求めておったのではないでしよう。今日の時
点で日教組がみずからこういうふうに規定してお
るとあなたが言われるのですから、では、あなた
は、「受けとられる」というふうにおすりかえに
なつたけれども、その「受けとられる」という論
証をあげるために、あなたはここへ幾つかの部分
を御引用になつておられるわけです。ところが、それ
は今日の倫理綱領にはないわけですから、これは
は正当な論議をする対象ではなくて、過去の、十三
年前以前の日教組の体質について述べるならまだ
話はわかります。組織というものはそれぞれの歴
史的過程があつて、大会の決定で方針を変えると
きもあるでしょう。また、世界の情勢、今日の日
本の情勢の中で態度を変えることもあるでしょ
う。いいですか。その本質は変わっていない。私
は変わるべきもないと思つておりますけれども、
しかしながらここへ出されておる文言は、少なく
とも今日の倫理綱領にはないのです。そのことを
言つているのです。「本質を問題にしているので
しょう」と呼ぶ者あり)本質の問題だつたら本質の
問題を書いたらしいのですよ。本質の問題だつた
ら、あなたの方の論評として受け取りましょう。し

しかし私は事実をあげなさい」と言って、出してきたのがこういう文書を書いてきておるわけですね。そして、あなたの方もかなり研究をされたと思いま
すが、第一項あるいは第一項の解説あるいは「新しく教師になった人々に」というふうに、あなたの方もそれなりの論証をあげてそのことばを引用しておられる。だから私は、それに対して、その引用が

た、第三にスケジュール闘争を掲げさせていただいたわけでございます。一年前にストライキをやるという決定をする、これは労働基本権とは何の関係もありません。もっぱら政治運動としか私たちには考えられない。ストライキ禁止の規定の空洞化、空文化をはかっているとしか考えられないわけでござります。そういうような一連の考え方方に申し上げているわけでございますから、御希望がござりますなら、それぞれの記載分について、

うかということを申し上げたのでございます。たがつて、この資料につきましての取り扱いは、撤回をいたしまして、こういう文言はた別の文言を拾つて出されるなら、これは適切だと思ひます。そういう点で明らかにしていただきたいと思いますので、委員長のほうにおいて適な取り扱いを要請いたしたいと思ひますが、いかがでしようか。

まきかたでござる。○稻葉委員長 委員長に解決方法がありますから、理事会にはかる必要はありません。

○山原委員 委員長が解決方法があるからと言つても、私のほうにはどんな解決方法を持つておられるかいまわからぬわけですけれども、そのことも含めて委員長の考え方も理事会に出していたがんで、またそのお考えに対しても意見があつたかも知れません。そういうことですから、理事会の議題にしていただくということを重ねて要請

○山原委員 一千九百何年の定期大会の倫理綱領とか、そんなことを言われておりますけれども、あなた方が出しておる倫理綱領はできたことは事実ですね。しかし、それは、一九六一年、十三年前

定したものがあるということございまして、
た決定したものがありますなら、調べまして、御
指定に従つてそういう資料は追加して出させて
いただきまます。

なおまた、先ほどストライキのことでお話し
いましたが、外国のストライキで、一年も前だ
ったとき、

をいたしたいと思います。この場でけつこうです
から、ここでもけつこうですか、ちょっと理事
会を開かせていただけますか。

○稻葉委員長 山原君のいまのことばにつきまし
ては、その文言はいま変わつておる、前にはあつまつ
た、事実無根の資料ではない。だから、前にあつ
たというただし書きをつければ、それで済むこと
じやないです。

○奥野国務大臣　山原さんが期待しておられた資
　　こへ使えばいいわけでしょう。そうでしょう。そ
　　れが常識でしよう。

は違うのです。このことを私は言っているんですよ。いいですか、そのことを言つておる。あなたはストライキとかなんとか言わせておる。アメリカの教員組合はストライキをやっていますよ、どこでも。アメリカによ。通告してやっていますよ、どこでも。アメリカ

定をしてストライキをおやりになる例がありましたが、ひとつ教えていただきますようにお願ひ申し上げておきたいと思います。

○山原委員 要するに、わかつたことは、あなたは日教組の今日の倫理綱領を持つていないといいことです。知らないということです。それは私

し
た
う
が
提
出
さ
れ
て
る
と
か
く
は
、
そ
れ
を
書
き
つ
け
ら
ば
、
そ
れ
で
済
む
こ
と
だ
と
い
う
た
だ
し
書
き
つ
け
ら
ば
、
そ
れ
で
済
む
こ
と
じ
や
な
い
す
か。
○山原委員 きょうも文部大臣は閣議でこれを出されて、テレビなどで出ているそうですが、私は見ておりませんけれども、どういうふうになつたかわかりませんが、この問題はすでにかなり公開もされておる問題でございまますから、お互に立派にお教委員会に出された資料というものの正確性その

月大会決定した倫理綱領と書けば同じことだと思います。同時に、かりに山原さんが言われるようになります。これを整えようとしますと、倫理綱領にも何年何回これで決めてあるのですから、それをどうするか、どうするかが問題になります。

どという論評はできないように、それはいろいろな評価もあると思うのです。だから、そういうことを私はいま言っているのじゃないのです。論理展開するときには、その事実に基づいて、それが正確なものであるか、あるいは今日の時点に立

出しませよう。だからそれに基づいて私は資料提出を要求するかどうか、これは先ほど委員長にまかせましたので、理事会で正担当に話し合つていただいて、そして決定をしていただければいいと思いますので、そういうふうに、お取り計らをお願いいたします。

お提携である問題は、どうぞお手に取らせて顶けます。教委員会に出された資料といふものの正確性をその他について、いま少なくとも、お互の疑義が出来る状態ですからね、だからこれは委員長、簡単にそこへ何か過去のものであつたとくつつけねばいいんじゃないですかというよう言われないで、そういう方法もあるかもしませんけれども、またお互いに論議をすれば、もうちょっとともう一歩進むらう、こゝまできしょ。だから、

料だ、こう書き込めば御期待に沿えるのじやないか、こう思つたわけでござります。同時にまた、山原さんのような議論が出来ることをおそれまして、

ないのです。その意味で本日私はそのことを言つて
いるわけですね。あなたのほうはそれに対しても
いろいろつけ加えておりますけれども、それは今
日のこの状態の中で正確な意見ではないといふこと

○山原委員 どういう意味でしようか。少なくとも一党的理事事がこの問題について疑問を持つて聞をしているわけですから、それに対してもまだのほうも納得をしない理答弁をいただいておる。それから、文部大臣のほうもどうも納得をしな定いたしません。

○山原委員 どういう意味でしようか。少なくとも一党的理事事がこの問題について疑問を持つて問をしているわけですから、それに対してもまだのほうも納得をしない御答弁をいただいておる。それから、文部大臣のほうもどうも納得をしないような顔をしているので、これは正確を期す意で、どこでやるかといえは委員会でやることも

も、またお互に論議をすれば、もうちょっとどうぞ
うずな方法もあるかもしませんね。だから、
その点でやはり理事会にはかつていたくのがいい
のじやないかと重ねて要請をいたします。委員
長のお考えはわかりましたけれども、それにも私
は意見がありますので、どうぞよろしくお願ひいた
します。

第一類第六號 文教委員會議錄第十三號

応答を聞いておりまして、あなたの「おっしゃる」と

とも事実ですから、そのところに説明が不足だつたから説明を入れる、それでどうだ、こういうこ

○山原委員 ちょっとここで、委員長、私の発言を申しているのです。いかがでしょう。

言席をはずさしていただきて、そこへ行つてよろ

○稻葉委員長 どうぞ。

「東記中上」

○稻葉委員長 速記を始めて。山原健二郎君。

○山原委員 先ほどいろいろ話し合いましたが、もちろんまだお互に納得するところまでいっておりませんので、再度お願ひいたしまして、お互いに研究もしてみる、同時に理事会においてもそれを検討するということでおきめをいただきたい

い、こう思ひますので、どうですか。
○稻葉委員長 山原健二郎君の先ほどの御発言で、委員長において処置せよということでありましたから、委員長はたゞいま申し上げましたようなことを申したのですが、なかなかそう簡単にいきかないというお話でありますから、次回の理事会でこの問題の処理をすることにして、次の御質問をして

に移ってください。山原健二郎君。

むと思っておったのですが、長引きまして、これもお互いに正確を期する意味で必要な論議であつたと私は思います。

実は私学の問題と、もう一つ同和教育の問題について質問を用意しておりましたが、たいへん多くもなつてしまひましたし、その質問は保留させていただき、本日の質疑を終わらしていただきたいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○稻葉委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

文教委員會議錄第九號中正誤

一三六一毛 議院の質問とする結果ですが、議員の質問をする結果ですか、